特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 26 日

熊本県知事殿

提出者

住所 熊本県上益城郡益城町田原2025-5 株式会社 同仁化学研究所 氏名 上野 右一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 096-286-1515

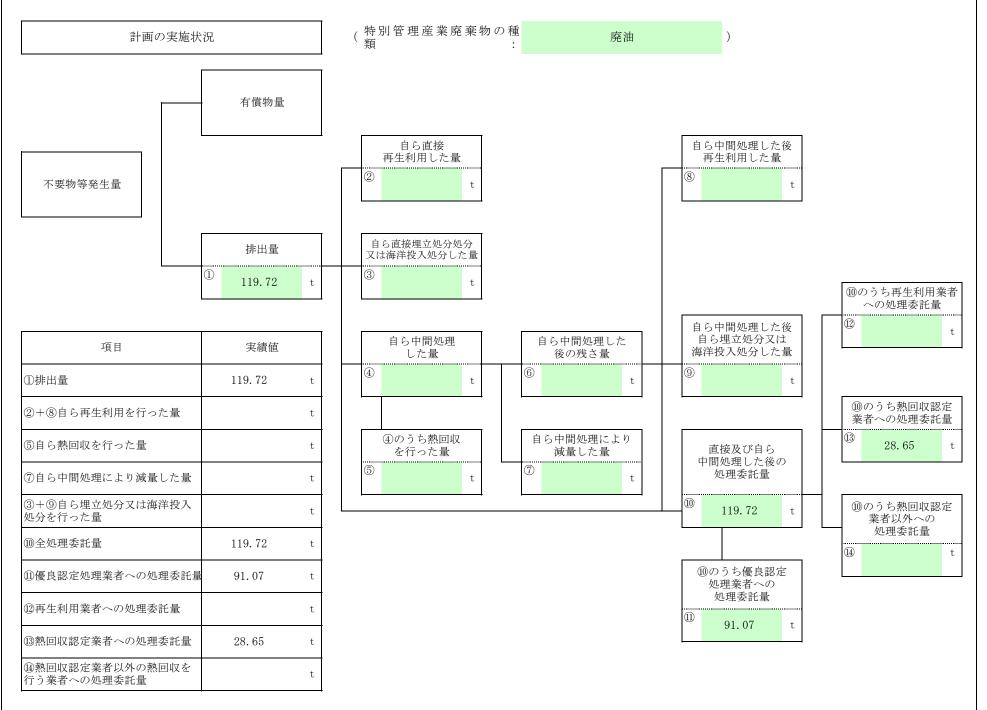
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 5 年 度 の 特 別 管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 同仁化学研究所
事業場の所在地	熊本県上益城郡益城町田原2025-5
事 業 の 種 類	1697 試薬製造業
特別管理産業廃棄物処理計 に お け る 計 画 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から

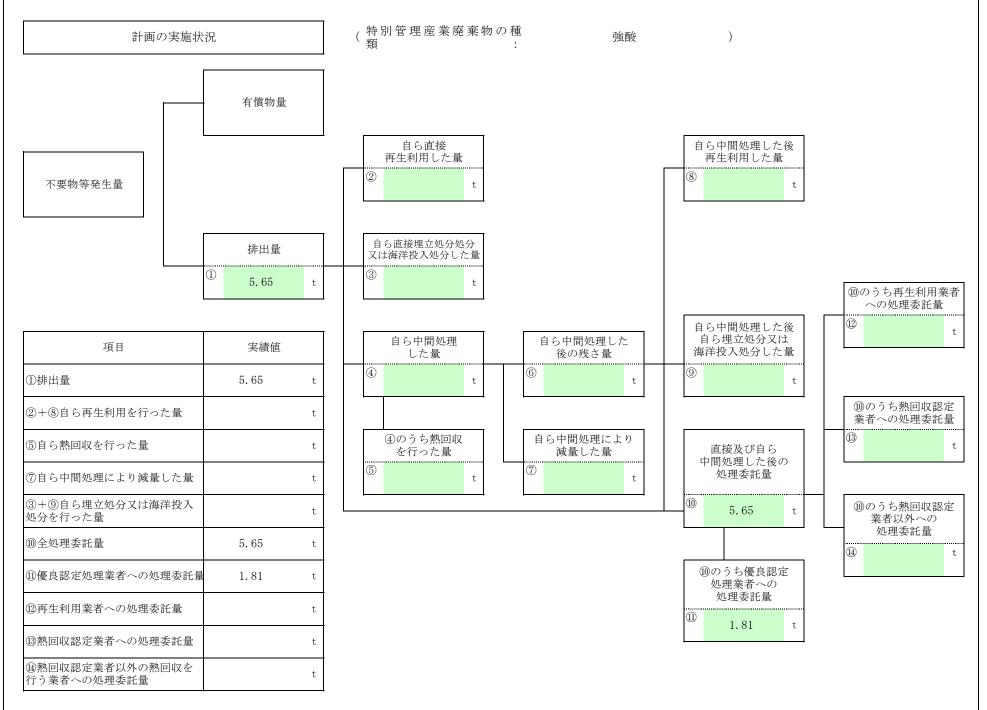
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	185. 00 t	全 処 理 委 託 量	185. 00 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	185. 00 t
自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理 委託 量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理 委託 量	t
自ら埋立て処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			









備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄 物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第 2 面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1) から(14)に掲げる量を記入すること。
- (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
- (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
- (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
- (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
- (5) ⑤欄 (4) の量のうち、熱回収を行った量
- (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
- (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
- (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
- (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
- (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
- (11) ⑪欄 (10) の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
- (12) ⑫欄 (10) の量のうち、処理業者への再生利用委託量
- (13) ③ 欄 (10) の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
- (14) ④ 欄 (10) の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実 績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を 添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(集計用シート)

提出者の名称		Ŧ	野 右一郎	3	提出者の住所	熊本県上益城郡益城町田原2025-5	株式会社 同仁化学研究所		
事業場の名称		株式会	社 同仁化	心学研究所	事業場の所在地	熊本県上益城郡益城町田原2025-5			
内容年度	令和	5	年度						

											(単位:トン)				
		自社内での処理状況							委託先での処理状況						
廃棄物の種類 ‡		自己中間処理をする													
											委託処理量のうち委託先毎の量				
	排出量	自己再生利用量	自己最終 処分量	自己中間処理量	うち熱 回収量	自己中間 処理後 残さ量	自己再生利用量	自己最終処分量	自己中間処理減量化量	委託 処理量	優良認定 処理業者 への処理 委託量	再生利用 業者への 処理 委託量	熱回収 認定業者 への処理 委託量	熱定業のである。	
	А	В	С	D	E	F	G	н	I (E-F)	J	К	L	М	委託量 N	
施行規則様式との対応関係→	(1)	2	3	(4)	(5)	6	(8)	9	7	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
強酸	5.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.65	1.81	0.00	0.00	0.00	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
廃油(有害含む)	119.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	119.72	91.07	0.00	28.65	0.00	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
合 計	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	